

港湾工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する港湾工事において、「4週8休」確保工事の経費補正や協議の方法等に関して必要な事項を定めるものである。

なお、「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じる事項については、整備企画課ホームページ HP を参照されたい。

2 対象工種区分

対象工種区分は以下のとおりとする。

・浚渫工事、構造物工事、海岸工事、防舷材・電気防食

ただし積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用し、その判断基準は金額による。

（例：舗装工事と防舷材・電気防食工事を合算し、舗装工事の直接工事費の方が大きければ、諸経費は「舗装工事」を用いる。）

3 発注方式の分類

(1) 発注者指定型

「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じ、発注者が、「4週8休」に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は「4週8休」の確保に取り組まなければならない。

(2) 受注者希望型

「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じ、受注者が、「4週8休」の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、「4週8休」の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。

4 休日の評価

- ・「休日」は、「現場閉所単位」を基本とする。なお、工事特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「個人単位」で確認することとし、適用する確認方法は、受発注者協議の上決定するものとする。
- ・「現場閉所単位」の「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。
- ・「個人単位」の「休日」の評価は、一部の例外（下記①、②参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

① 休日取得状況確認対象の例外について

測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等

② 工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め6日）」とする。
- ・「週休2日確保工事」においては、「休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事した場合でも、適切な代休日を設定し閉所した工事」として、「4週8休」について、労務単価等の補正とともに成績評定で評価する。
- ・閉所日において、技術者や技能者（建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く）が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

① 4週8休

・「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。

・工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

5 休日の確認方法

(1) 現場閉所単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整の上、協議にて決定する。
- ・受注者は、土曜日から金曜日まで又は月曜日から日曜日を1週間とした「週間工程表」を工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、提出する。
- ・また、「週間工程表」には、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載する。
- ・閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。
- ・監督職員は、週間工程表の前週の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「4週8休」を確認する。また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、週間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。
- ・なお、「4週8休」の確認方法の詳細については、本要領の参考資料別添を参照のこと。

(2) 個人単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整の上、協議にて決定する。
- ・受注者は、「4 休日の評価」の②に記載する1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。
- ・「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかにし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を確認する。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正の上、提出する。
- ・「休日」の評価は、1期間の中で最も休日取得できなかつた技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかつた期間の結果を採用する。

6 積算方法

(1) 当初積算時における経費補正等

発注者指定型の場合には4週8休以上の経費補正等を行い、受注者希望型の場合には経費補正等を行わない。

また、特記仕様書中「第2条 施工条件明示」－「1.工程関係」－「2.週休2日の確保」において、該当する発注方式のチェック欄にチェックを入れ、工事費の経費補正等の有無を明確にする。

(2) 精算変更時における経費補正等の見直し等

ア 発注者指定型

4週8休を確保した場合は、当初積算時の経費補正等を引き続き適用し、4週8休未満の場合は、当初積算時の補正分を減額変更するものとする。

イ 受注者希望型

4週8休以上が確保出来た場合は、労務単価等下表の補正係数を乗じて、精算変更を行う。

	4週8休以上
労務単価	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

・また、港湾工事市場単価を適用する場合は、下表のとおり市場単価を補正する。

		市場単価 補正係数			市場単価 補正係数
1	底面工	1.03	17	車止撤去	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.04
3	支保工	1.04	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
4	足場工	1.02	20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
5	鉄筋工	1.04	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
6	吊鉄筋工	1.04	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
7	型枠工	1.03	23	ペトロラタム被覆	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
9	止水板工	1.04	26	かき落とし工	1.04
10	上蓋工	1.04	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11	伸縮目地工	1.02	28	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
12	係船柱取付	1.04	29	灯浮標設置・撤去	1.03
13	防舷材取付	1.04	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14	車止・縁金物取付	1.04		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
15	係船柱撤去	1.04	31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16	防舷材撤去	1.04		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
				異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(国土交通省HP 「休日確保した工事の費用について(令和6年4月1日以降
入札公告する工事から適用)」より)

7 協議及び報告の方法

・発注者指定型及び受注者希望型の受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。

(1) 施工計画書による協議

- ・受注者は、工事着手日までに「4週8休」の確保を考慮した工程を検討の上、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、「4週8休」を確保するために必要な工期及び工程について協議する。
- ・なお、請負金額が1千万円未満の工事では発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

(2) 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は「週間工程表」により、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（「週休2日確保工事実施要領に基づき作成する工事打合簿の作成例」参照）により現場閉所日の実績を報告すること。

8 工事成績評価における評価と証明書の発行

- ・発注者は、工事の完成時に工事打合簿（「週休2日確保工事実施要領に基づき作成する工事打合簿の作成例」参照）の内容を確認し、「4週8休」の確保を確認した場合には、工事成績評価における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。
- ・なお、「4週8休」の確保を確認できない場合には、工事成績評価における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。

9 その他

- ・発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- ・発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- ・受注者は、4週8休以上が確保出来た場合の工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。
- ・受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

10 附則

この要領は、令和2年4月10日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和4年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和5年4月10日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和6年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

4週8休の確認方法(土曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

4週8休の確認方法(月曜日起算)

【別添】 国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外		→	
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目				2週目土曜日の閉所				
4週間目	3週目土曜日の閉所		3週目日曜日の閉所					
5週間目								③ 2期間目
6週間目					5週目日曜日の閉所			
7週間目	6週目土曜日の閉所							
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日の閉所			
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日